

介護保険を利用するには

申請からサービス利用まで

高齢者福祉課 ☎(50)1208

介護保険には、さまざまなサービスがあります。それらを利用するには、まず市の要介護認定を受けることから始まります。

要介護認定の手続き

■申請

要介護認定申請は、本人のほか家族もできます。

◇申請に必要なもの

- ① 65歳以上の人（第1号被保険者）は介護保険被保険者証
 - ② 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）は加入する医療保険の被保険者証
- ※第2号被保険者は、右下の

表の、国が定めた16種類の特定疾病が原因で、介護が必要な状態となった場合に限りです。

■訪問調査

市の職員や市が委託した調査員が訪問し、本人の心身の状態などを聞き取り調査します。また、市から主治医に意見書の作成を依頼します。

■審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、医療・保健福祉の専門家による介護認定審査会で、どれくらい介護が必要かを審査・判定します。後日、要介護1～5、要支援1・2の要介護度（または非

該当）が通知されます。

サービス利用の手順

■計画の作成

要介護度と利用者の希望や状態に応じてサービス計画（ケアプラン）を作成します。作成費用の自己負担はありません。

◇要介護1～5の人

居宅サービスを利用する場合

居宅介護支援事業者を選び、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）と一緒に計画を作ります。

施設サービスを利用する場合

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへ直接申し込みください。その施設で計画が作られます。

◇要支援1・2の人

地域包括支援センターへ相談ください。

■利用と支払い

計画に沿ってサービスを利用

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）に係る特定疾病

- がん（がん末期）…医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）

- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

用し、費用の1割を利用者が負担します。あとの9割は保険から支払われます（食費・居住費など保険給付対象外の費用は自己負担です）。
更新の手続きを引き続きサービスを利用する場合、認定の有効期限の60日前から更新申請ができます。市からも更新の通知をします。また、心身の状態が変わったときは、いつでも変更申請ができます。

歯を大切に

歯健康づくり課 ☎(50)1235

よい歯のコンクール

市では「よい歯のコンクール」を開催します。歯に自信のある人は、ぜひ申し込みください。

■応募資格

◇親子の部…平成25年4月から平成26年3月までに3歳児健診を受けた幼児とその親で、親子共に歯に自信のある人

◇高齢者の部…4月1日現在満80歳以上（昭和9年4月1日以前に生まれた人）で、自分の歯（かぶせた歯、さし歯でも可）が20本以上ある人

※以前参加した人は除く

■応募方法 5月9日（金）までに電話、またははがきに、住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、〒287-8501 健康づくり課「よい歯のコンクール」係

歯・口の健康啓発標語を募集

80歳になっても20本以上の歯を保てるように、歯の健康づくりや、むし歯予防の標語を募集します。

■応募資格 市内在住・在勤・在学者

■応募方法 5月30日（金）までにはがきに、標語・住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、〒287-8501 健康づくり課「8020運動普及標語」係

日本脳炎の積極的な勧奨を再開

歯健康づくり課 ☎(50)1235

平成17年5月30日から積極的勧奨を差し控えていた日本脳炎の予防接種ですが、現在は、接種を再開しています。

平成23年5月20日から、平成17年度から21年度までの間に日本脳炎の接種の機会を逃した人の接種期間が緩和されました。平成26年度も引き続き、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人で接種機会を逃した人は、20歳になるまでの間、接種不足回数分を公費で接種することができます。

■接種方法

不足の回数を確認し、個別予防接種医療機関に予約して必ず母子手帳、予診票を持参し、受けてください。予診票がない場合は、問い合わせください。

県内初! 広報かとりで動画を見よう!

歯秘書広報課 ☎(50)1204

広報かとり1日号では、表紙の「広報かとり」をスマートフォンでかざすと動画が見られる「AR」サービスを始めました。イベントやインタビューを動画で楽しむことができます。スマートフォンをお持ちの人は無料アプリ「ココアル」をダウンロードし、ぜひお楽しみください。

※ARとは拡張現実(Augmented Reality)のこと。スマートフォンを使い現実の物や景色の上に、付加情報を表示する技術。ココアルは印刷物にスマートフォンをかざすことで動画やHPを見ることができARアプリです ※ARの有効期間は発行後30日です ※詳しくは市ホームページをご覧ください

アプリをダウンロード!

1 App storeもしくはGoogle Playで「ココアル」を検索



アプリを起動し、表紙のロゴにかざす

2 画面に表示されたカメラマークをクリック。画面中央のサークル内に「広報かとり」のロゴを収める



動画と広報かとり電子ブックをGET!



広報かとり電子ブック始めました!

パソコンやスマートフォンで、冊子と同一ような感覚で読むことができる広報かとり電子ブックを始めました。スマートフォンで見ると人は無料アプリ「アクティブック」をダウンロードしてください。

■スマートフォンの場合



①市ホームページから広報かとり電子ブックを選ぶ

Acti Book アプリをダウンロード



②アプリをダウンロードし「アプリ版でブックを開く」で見られます

■パソコンの場合

Flash版でブックを開く

市ホームページから広報かとり電子ブックを選び「Flash版でブックを開く」で見られます



※詳しくは市ホームページをご覧ください